

# かみゆぎ小スマイルサポーター会則

平成9年5月31日施行「かみゆぎ会規約」（最終改訂日：令和元年12月17日）の全部を改正する。

## 【第1章 総則】

(名称)

第1条 本会は、「かみゆぎ小スマイルサポーター」と称する。

(所在地)

第2条 本会所在地は、東京都八王子市上柚木3丁目15番地 上柚木小学校内 とする。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が手をとりあい、子どもを取り巻く環境を良好なものとし、健やかな成長と幸せを願い、活動することを目的とする。

(活動方針)

第4条 本会の活動方針は、次のとおりとする。

- (1) 会員の自由意志を尊重し、主体性と相互協力ある活動を目指す。
- (2) 学校の独自性を尊重する。
- (3) 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的としない。
- (4) 八王子市立上柚木小学校在籍児童を差別せず平等に扱う。

## 【第2章 会員役員等】

(組織)

第5条 本会は、本会正会員、準会員、家族会員（以下、三者併せて「会員」という。）をもって組織する。

(定義)

第6条 正会員とは、八王子市立上柚木小学校（以下、「本校」という。）に在籍する児童の保護者のうち、本会の趣旨に賛同し、入会意思を示し、会費を納入した者をいう。

第7条 準会員とは、本校に在籍する教職員をいう。

第8条 家族会員とは、正会員の配偶者並びに児童の祖父母に該当する者をいう。

(役員及び会計監査員)

第9条 本会には、次の役員と会計監査員を置く。

代表 1名

会計 若干名

会計監査員 2名

(任期及び再任)

第10条 役員の任期は原則として1年期とし、再任を妨げない。ただし、会計監査員については、原則として保護者たる者の再任を認めない。

(会計監査員の適格)

第11条 会計監査員は、現役員でない者に限る。

### 【第3章 役員及び会計監査員の任務】

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会の窓口となり、会務を総括し、総会その他の会を招集する。また、代表補佐、書記、その他の活動リーダー等の役職について、協力を申し出た会員の中から適宜任命する。
- (2) 会計は、会計事務を行う。
- (3) 会計監査員は、会計を監査し、総会に報告する。

### 【第4章 計算】

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会費)

第14条 会費は、毎期当初に1回、1年期分を徴収する。

第15条 会費は、一児童あたり年間金300円とし、期の途中で入会する場合も全期分の金額を徴収する。

第16条 会費については、期の途中で退会した場合、清算は行わない。

(慶弔費)

第17条 慶弔費は次のとおりとする。

(1)弔事

- ・児童、保護者、教職員が死亡したとき  
    香典 金5,000円

(2) そのほか、役員で協議のうえ、必要に応じた支出をすることができる。

### 【第5章 運営】

(総会)

第18条 総会は、本会の最高議決機関である。

第19条 本会の定期総会は、毎年1回、役員選出当初に開催するものとする。また、役員会の決議により、臨時総会を持つこともできる。

第20条 会員は、総会に出席し、議決権行使及び発言をすることができる。ただし、正会員及び家族会員であわせて一議決権の行使とする。

(定期総会で承認を要する事項)

第21条 定期総会では、次の承認を要する。

- (1) 今期：年間活動と決算報告
- (2) 次期：年間活動計画案
- (3) 次期：年間活動予算案
- (4) 次期：役員・会計監査員
- (5) その他、会則改正等、重要事項に関する事項

(総会議決)

第22条 総会は、会員世帯のうち2分の1以上の世帯の出席（委任状提出を含む）で成立し、出席者の過半数で議決される。

(役員会)

第23条 役員会は、必要に応じて代表が招集する。

第24条 代表は、第11条(1)後段に基づき、運営に寄与する会員（以下、「役員に準ずる会員」という。）に対し、役員会への出席を求め、議決権を与えることができる。

第25条 会員は、代表に対し、役員会の招集を求めることができる。

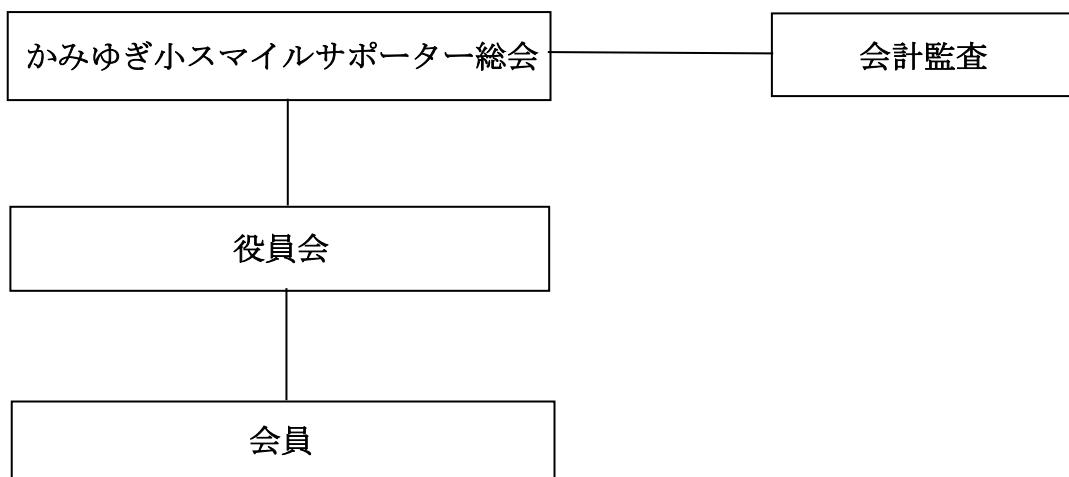
第26条 代表は、会員から前条の求めがあった場合は、原則として一月以内に役員会を招集するものとする。

第27条 役員会は、役員及び役員に準ずる会員の2分の1以上の出席で成立し、その過半数により議決される。

(校長及び副校長の発言権)

第28条 校長及び副校長は、学校代表としてすべての会議での発言権を持つ。

## <本会組織構造図>



## 【第5章 入退会手続き】

第29条 本会の入退会は、役員をとおして所定の手続きにより行う。

## 【附則】

(施行期日)

第1条 本会則は、令和4年12月27日かみゆぎ会臨時総会決議に基づき、令和5年5月26日（令和5年度定期総会の翌日）から施行する。

(細則)

第2条 本会則に係る必要事項は細則を設けることができる。

第3条 細則は、代表とそのほかの役員間の協議において定めることができる。

(改定・改訂期日と該当条項)

改定・改正があった場合、順次ここに記す